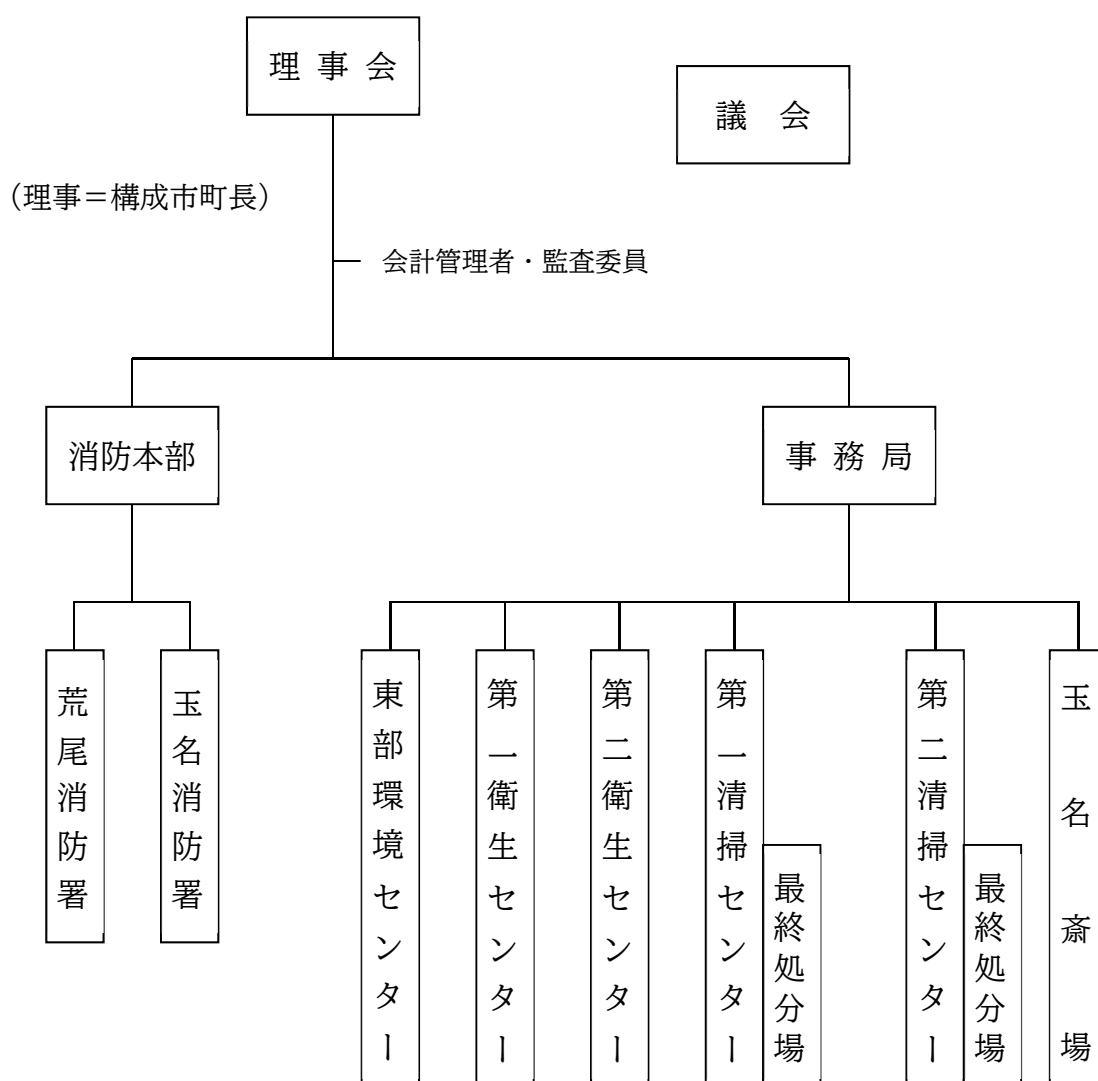

第5章 消防計画

消防計画は下記のとおり定める。

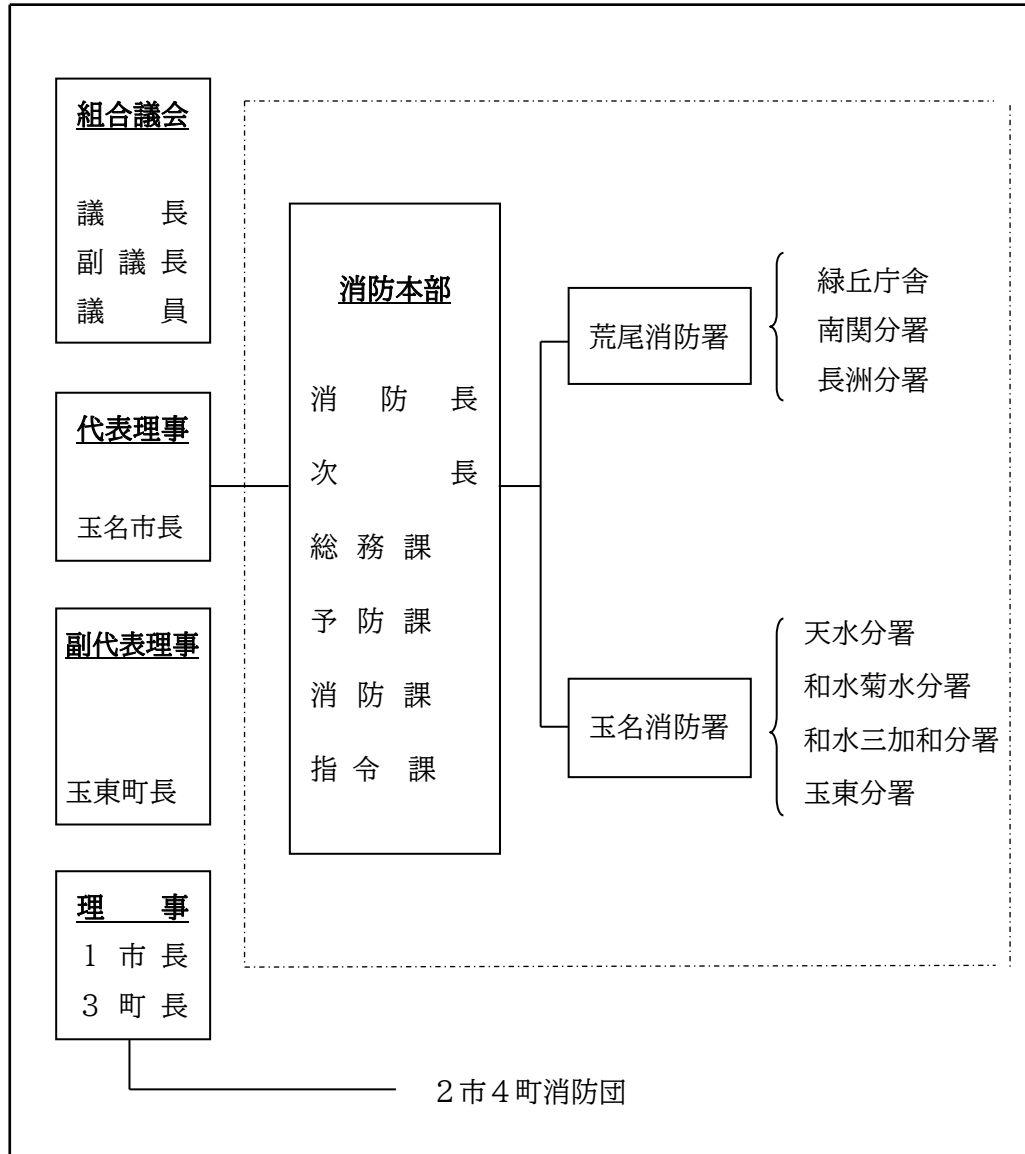
1. 消防組織及び編成

(1) 有明広域行政事務組合の組織

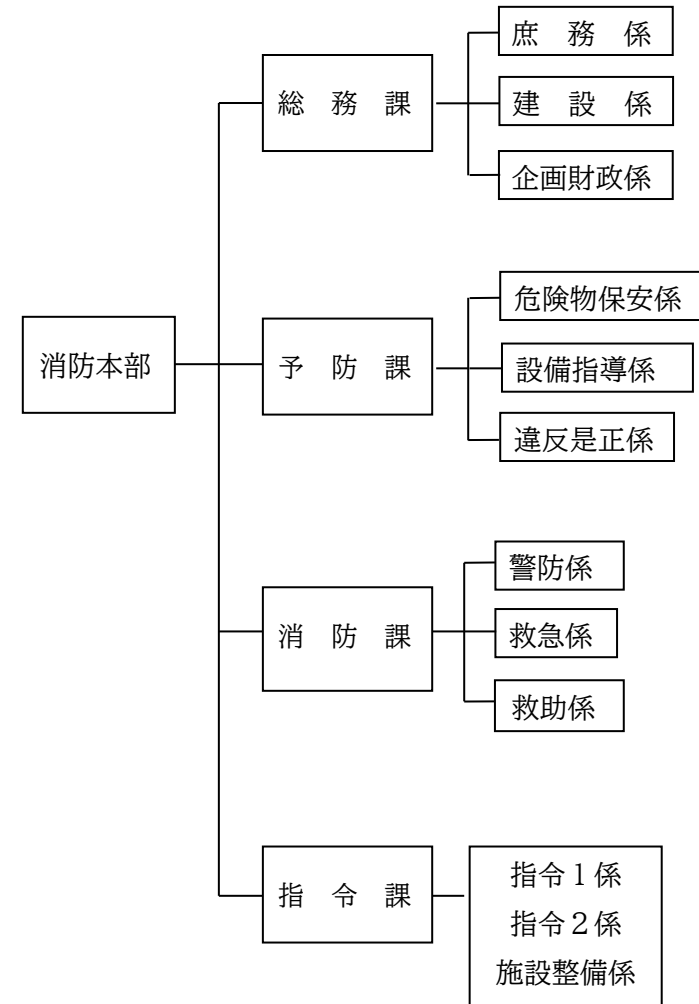


(2) 有明広域行政事務組合消防本部の組織及び機構

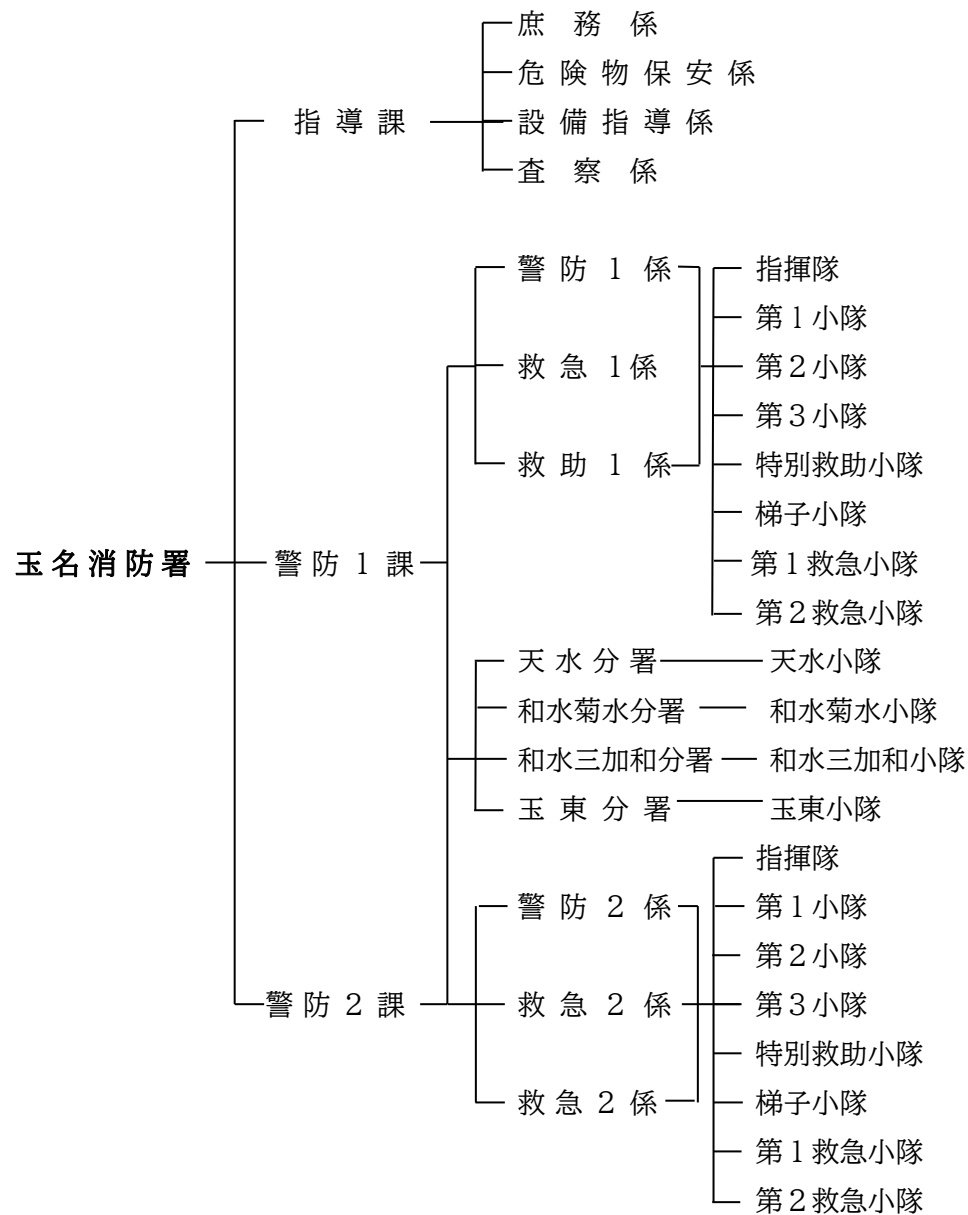
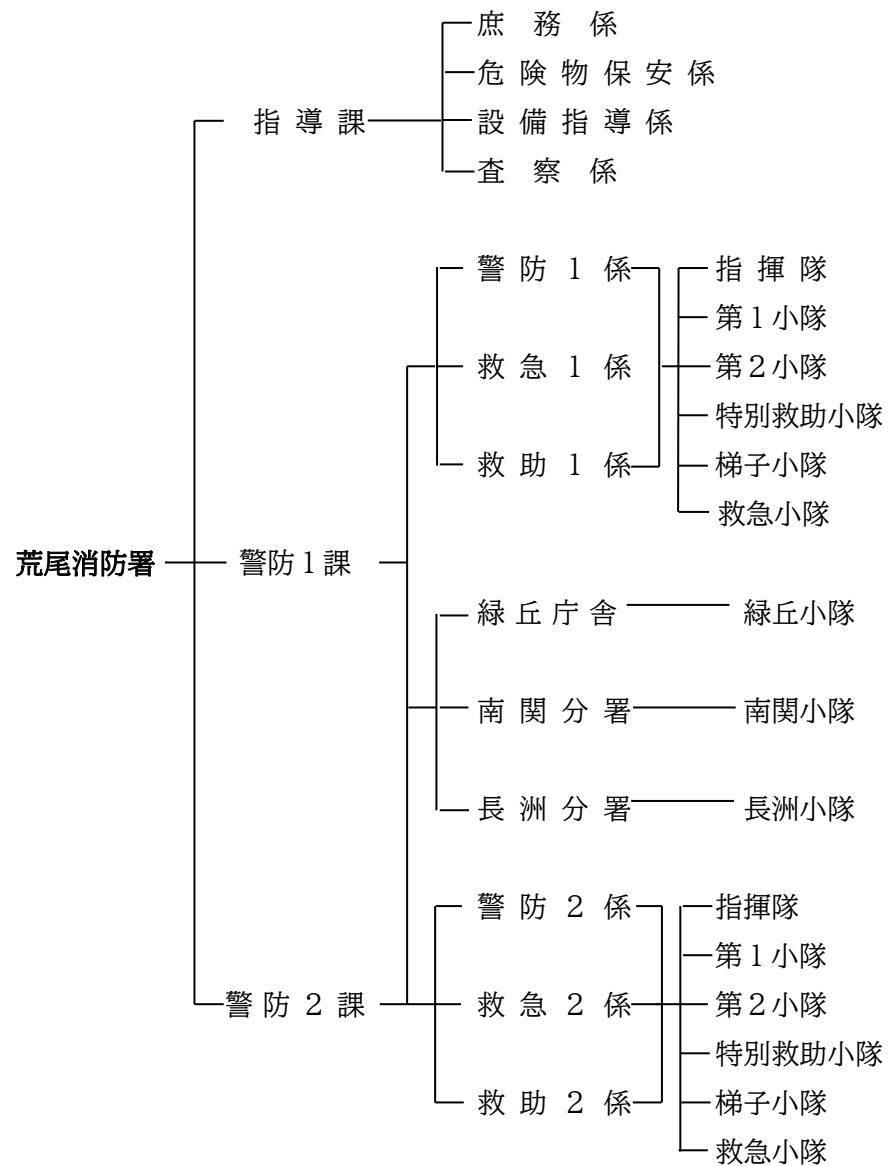
ア 有明広域行政事務組合消防本部の組織



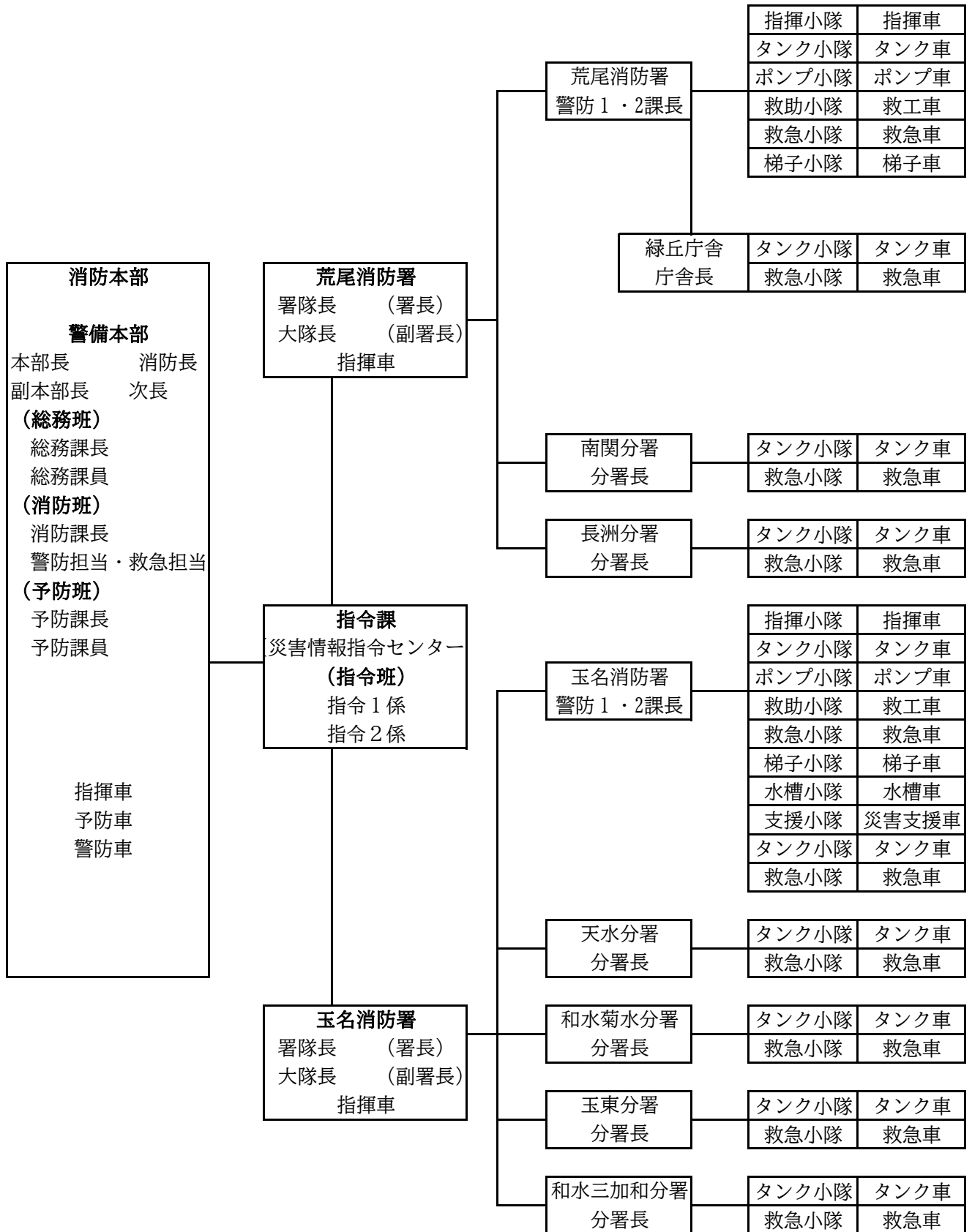
イ 消防本部の機構



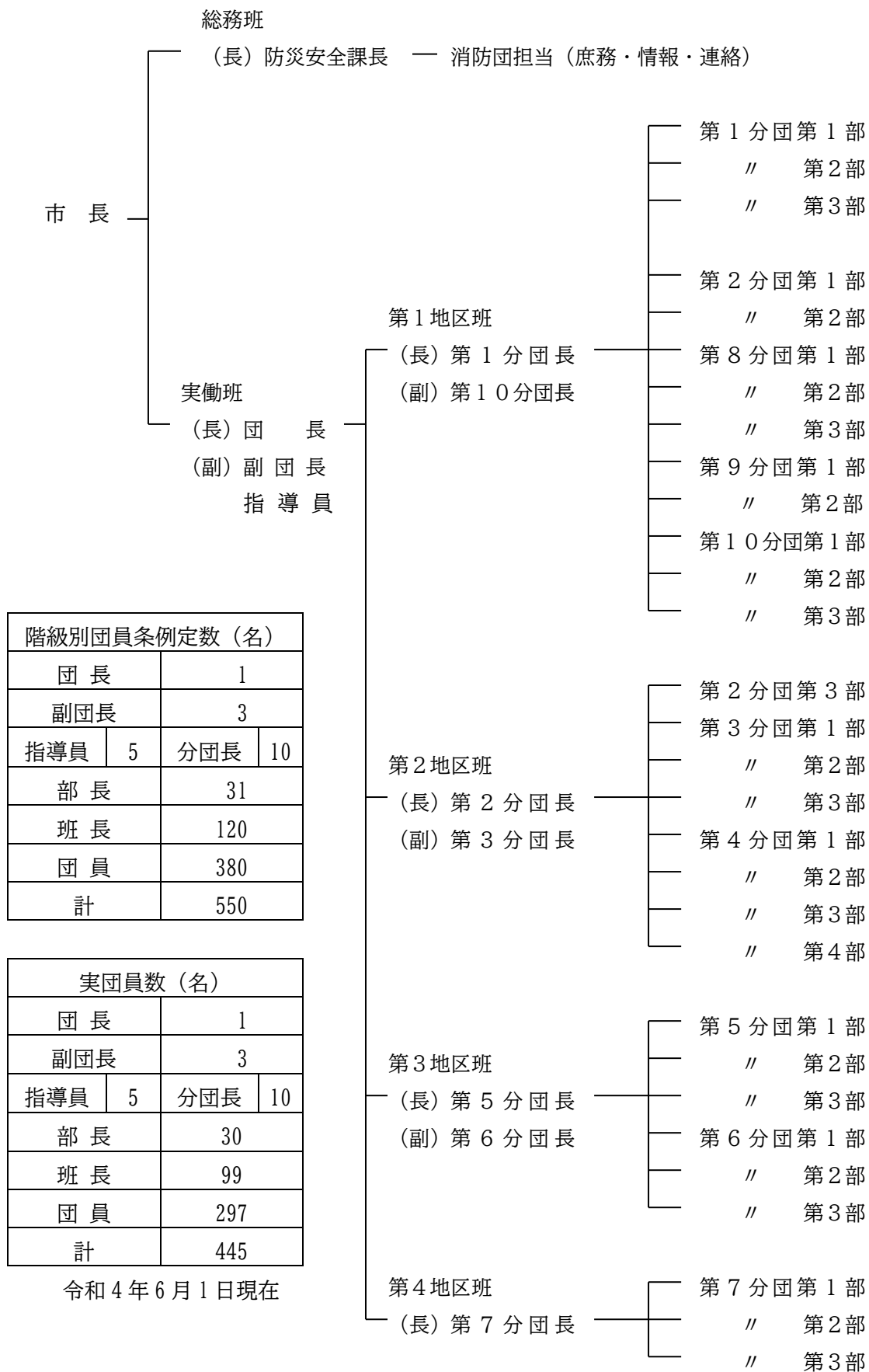
(3) 消防署の機構



有明広域行政事務組合 消防本部 非常災害警備編成表



(4) 荒尾市消防団・警備隊編成表



2. 消防施設

次の消防施設の配備又は設備等について本市の実情に即応した計画をたてその実現について努力する。

(1) 消防署

ア 特殊車等の重装備車両等の配備

〔救助工作車 平成 22 年度配備（荒尾）、令和 2 年度配備替（玉名）

35m梯子車 平成 24 年度配備（玉名）

25m梯子車 令和 2 年度配備（荒尾）

イ 消防緊急通信指令の設置（平成 26 年 3 月 24 日、高機能指令システム開始）

(2) 消防団

ア 消防団の機動力の充実

イ 消防水利施設の増強

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

所属別	保有車両									合計
	指揮車	梯子車	救助工作車	水槽車	水槽付消防ポンプ車	消防ポンプ車	高規格救急車	広報車	支援車又は輸送車	
消防本部								6		6
荒尾消防署	1	1	1		2	1	2	3	1	12
緑丘庁舎					1		1			2
南関分署					1		1	1		3
長洲分署					1		1	1		3
玉名消防署	1	1	1	1	3	1	3	2	2	15
天水分署					1		1	1		3
和水菊水分署					1		1	1		3
和水三加和分署					1		1	1		3
玉東分署						1	1	1		3
合計	2	2	2	1	11	3	12	17	3	53

有明広域行政事務組合
消防無線電話設置状況

(令和4年4月1日現在)

設置場所	固定基地局	陸上移動局 () 携帯	計	備考
消防本部		2 (1)	2 (1)	無線従事者 ・航空特殊無線技術士 3名 ・第一級陸上特殊無線技士 5名 ・第二級陸上特殊無線技士 81名 ・第三級陸上特殊無線技士 85名 ・主任無線従事者 10名
災害情報 指令センター	固定局 1	2	3	
荒尾消防署		14 (6)	14 (6)	
緑丘庁舎		2 (1)	2 (1)	
南関分署		2 (2)	2 (2)	
長洲分署		2 (2)	2 (2)	
玉名消防署		14 (7)	14 (7)	
天水分署		2 (2)	2 (2)	
和水菊水分署		2 (2)	2 (2)	
玉東分署		2 (2)	2 (2)	
和水三加和分署		2 (2)	2 (2)	
三の丘中継所	固定局1, 基地局1		2	
三池山中継所	固定局1, 基地局1		2	
計	固定局3, 基地局2	46 (27)	51 (27)	

有線電話架設状況 ※ () 内は衛生利用回線 (令和4年4月1日現在)

架設場所	火災専用 電 話	指令 専用電話	転送回線	携帯電話 回線	高速直通 電話	災害弱者緊急 通信専用回線	一般加入 電話	防災無線電話 (衛生通信)	計
消防本部	0	0	0	0	0	0	4	0	4
災害情報 指令センター	2 (1)	10	2	1	1	1	2	0	19
荒尾消防署	0	0	0	2	0	0	3	0	5
緑丘庁舎	0	0	0	1	0	0	1	0	2
南関分署	0	0	0	1	0	0	1	0	2
長洲分署	0	0	0	1	0	0	1	0	2
玉名消防署	0	0	0	2	0	0	3	0	5
天水分署	0	0	0	1	0	0	1	0	2
和水菊水分署	0	0	0	1	0	0	1	0	2
玉東分署	0	0	0	1	0	0	1	0	2
和水三加和分署	0	0	0	1	0	0	1	0	2
計	2 (1)	10	2	12	1	1	19	0	47 (1)

(3) 消防水利の現況

(令和4年4月1日現在)

種 別	消 火 栓	防 火 水 槽	プ ール	泉 水	井 戸	池 水	河 川	海 水	総 数
荒 尾 市	715	175	17			11	22		940

※ 消防署情報提供分による。

ア ポンプ格納庫数 30 棟

イ 警鐘台数 30 基

ウ ポンプ・消防自動車

消防車両			本部車両
ポンプ自動車	小型動力ポンプ	積 載 車	広 報 車
2 台	28 台	28 台	1 台

エ 無線機 83 台

車載型：31 台

簡易型：50 台

基地局：2 局

3. 火災予防

火災予防対策としては、火災予防広報や防火対象物への通常及び特別予防査察の実施等、下記の項目を通じて火災予防の万全を図る。

(1) 火災予防対策

ア 火災予防に関しては、荒尾消防署で随時相談を受け付ける。

イ 住宅用火災警報器の設置推進を図る。

ウ 防火講話等を積極的に実施し、また、地域の防災訓練等を通じて予防思想の普及を図る。

エ 有明広域行政事務組合広報誌「広報ありあけ」と「広報あらお」等を通じて予防思想の普及を図るとともに、火災予防に関する情報を発信する。

オ 春・秋の全国火災予防運動期間中に火災予防広報等を実施する。

カ 幼年消防クラブの育成を行い、幼年期からの予防思想の普及を図る。

(2) 火災警報等に対する対策

火災警報及び火災気象通報発令時は、消防車等による火災予防広報を行い市民に注意を促す。

また、火災警報発令時においては、有明広域行政事務組合火災予防条例に基づき、屋外等における火の使用を制限し火災予防の徹底を図る。

4. 消防活動計画

消防活動については、消防力及び地域的な消防諸般の事項を研究し、消防署及び消防団の有機的活動が行えるよう、次について計画等を策定し火災等の防除に当たる。

(1) 建物火災

本市管内には、家屋密集地帯とともに特殊建物も数多く存在し、大火発生の危険性は非常に大きいので、これらの実態を調査把握し、実状に即した次の火災防ぎょ活動により火災を鎮圧し大火発生を防止する。

ア 一般建物火災出動

イ 特殊建物火災出動

ウ 特殊地域建物火災出動

エ 建物火災出動（その他）

(2) 林野火災

本市における林野火災としては、原野火災が大半を占める現状であるが、山林も広面積にわたっており、その火災の防ぎょについては水利に非常に不便であり、かつ多くの人員を要する点などを勘案し、実状に即した次の火災防ぎょ計画をたて被害の軽減を図る。

ア 林野火災出動（山林）

イ 林野火災出動（その他）

(3) 船舶、車両その他の火災

船舶、車両等の火災については、それぞれの火災防御計画を樹立し、海上保安部、漁

業協同組合その他関係機関と協力し被害の軽減を図る。

5. 非常災害時の警防対策

大災害の発生が予想され、また発生したときは消防資機材の増強等の措置を行うとともに消防本部・署及び消防団は別紙の警備部隊の編成により災害の防除に当たる。

災害対策本部又は水防本部が設置された場合は、消防長以下あらかじめ定められた者は配備につき、連絡員を災害の状況に応じて市本部に派遣する等、必要な措置を行う。

6. 消防・救急相互応援協力協定

【消防相互応援協定】

近年の産業経済の急速な発展に伴い、各種災害は大規模かつ複雑化の傾向を呈しているため、従来の相互応援協定を拡大充実し、市町村相互応援の徹底を期するため熊本県内市町村全部及び福岡県大牟田市と協定しており、当該災害の発生に際しては本協定を活用し、災害防御に万全を期する。

7. 救急救助業務計画

(1) 救急業務等

救急業務については、高齢化の進展等に伴う救急出勤の増加、救急業務の高度化に対応するため、高規格救急車の導入、救急救命士の養成等に努め、現在、2署6分署1庁舎に高規格救急車を配備し運用に当たっている。

また、救急救命士を全署々に配置し、救命士が行える高度救急処置をできる器具等もそろえるとともに、救急業務における高度化の推進の一環として、平成15年1月23日に関係医療機関等による「有明地域メディカルコントロール協議会」を設置し、救急隊員の再教育及び救急救命士が行う特定行為に対する医師からの常時指示体制並びに救急隊との常時連絡体制が確保されることができ、より一層の救命率向上等に取り組んでいる。

救助業務については、救助件数の増加に伴い玉名消防署及び荒尾消防署に救助工作車を配備して特別救助隊を編成し、有明広域行政事務組合消防本部管内の救助業務に当たっている。

(2) 「熊本型」救急搬送ヘリのランデブーポイント

本市では、地域の救急医療体制の強化を図るため、市内8ヶ所を救急搬送ヘリの離着陸場所として指定し、防災消防ヘリ「ひばり」や平成24年1月から運航開始になったドクターヘリによる救急搬送体制「熊本型」の円滑な運用に寄与する。

ポイント名称	所管等	運用
運動公園陸上競技場	市生涯学習課	
北新地グラウンド（大島）	市企業局	平成 24 年 4 月から
有明小学校グラウンド	有明小学校（教育委員会）	//
平井小学校グラウンド	平井小学校（教育委員会）	//
八幡小学校グラウンド	八幡小学校（教育委員会）	//
野球場	市生涯学習課	//
有明高等学校	有明高等学校	//
荒尾消防署訓練場	荒尾消防署	平成 27 年 4 月から

なお、選定にあたっては、市を四分割し、迅速な対応が可能となるように整備を図った。

荒尾消防署訓練場を中心として対応するものとするが、その予備施設として、運動公園陸上競技場及び野球場を選定した。

8. 訓練計画

火災等の災害に対応し、市民の生命、身体及び財産などを保護するとともに被害を軽減し、安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資するためには限られた消防力の完全活用と周到な計画及び平素における訓練などにより達成できるものであるが、消防職団員の教養及び訓練に関する規定の実施によるほか下記の訓練を定期又は随時実施し、所期の目的を達成する。

(1) 一般火災防ぎょ訓練

- ア 出動訓練
- イ 非常招集訓練
- ウ 消防機械器具操法及び操作訓練
- エ 消火訓練
- オ 延焼防止訓練
- カ 人命救助訓練
- キ 消防水利統制訓練
- ク 通信連絡訓練
- ケ 飛火警戒訓練
- コ 財産保護訓練
- サ 応援部隊誘導訓練

(2) 危険物などの火災防ぎょ訓練

危険物、高圧ガス、火薬類などの火災防ぎょ訓練としては、一般火災防ぎょ訓練によるほか、火災種別に対応した化学消火訓練及び搬出、除去訓練などを実施する。

(3) 総合訓練

消防機関は他の防災機関及び民間団体と協力し、消防総合訓練を実施する。

9. 消防機械器具の点検整備

消防機械器具については常に災害に対応して即時活用できる体制にしておかねばならないので、その点検及び整備については次のように実施し万全を図る。

- (1) 消防署 … 常時実施
- (2) 消防団 … 分団ごとに適宜実施するとともに、消防団員幹部による精密点検を年2回実施する。